

重 要 事 項 説 明 書

(短期入所生活介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第37号125条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

ベネヴィータ王慈ショートステイセンター料金表(空床利用含)

個室(第4段階)

令和6年8月より

介護保険1割負担			実費負担分		1日の利用料	1日の利用料のうち14%の 処遇改善加算(Ⅰ)
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援 1	529	6	1,700	2,096	4,406	75
要支援 2	656	6	1,700	2,096	4,551	93
要介護 1	704	24	1,700	2,096	4,626	102
要介護 2	772	24	1,700	2,096	4,703	111
要介護 3	847	24	1,700	2,096	4,789	122
要介護 4	918	24	1,700	2,096	4,870	132
要介護 5	987	24	1,700	2,096	4,949	142

※トイレ付の居室はプラス100円/日になります。

個室(第3段階②)

介護保険1割負担			実費負担分		1日の利用料	1日の利用料のうち14%の 処遇改善加算(Ⅰ)
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援 1	529	6	1,300	1,370	3,280	75
要支援 2	656	6	1,300	1,370	3,425	93
要介護 1	704	24	1,300	1,370	3,500	102
要介護 2	772	24	1,300	1,370	3,577	111
要介護 3	847	24	1,300	1,370	3,663	122
要介護 4	918	24	1,300	1,370	3,744	132
要介護 5	987	24	1,300	1,370	3,823	142

個室(第3段階①)

介護保険1割負担			実費負担分		1日の利用料	1日の利用料のうち14%の 処遇改善加算(Ⅰ)
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援 1	529	6	1,000	1,370	2,980	75
要支援 2	656	6	1,000	1,370	3,125	93
要介護 1	704	24	1,000	1,370	3,200	102
要介護 2	772	24	1,000	1,370	3,277	111
要介護 3	847	24	1,000	1,370	3,363	122
要介護 4	918	24	1,000	1,370	3,444	132
要介護 5	987	24	1,000	1,370	3,523	142

個室(第2段階)

介護保険1割負担			実費負担分		1日の利用料	1日の利用料のうち14%の 処遇改善加算(Ⅰ)
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援 1	529	6	600	880	2,090	75
要支援 2	656	6	600	880	2,235	93
要介護 1	704	24	600	880	2,310	102
要介護 2	772	24	600	880	2,387	111
要介護 3	847	24	600	880	2,473	122
要介護 4	918	24	600	880	2,554	132
要介護 5	987	24	600	880	2,633	142

個室(第1段階)

令和6年8月より

介護保険1割負担			実費負担分		1日の利用料	1日の利用料のうち14%の 処遇改善加算(Ⅰ)
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援 1	529	6	300	880	1,790	75
要支援 2	656	6	300	880	1,935	93
要介護 1	704	24	300	880	2,010	102
要介護 2	772	24	300	880	2,087	111
要介護 3	847	24	300	880	2,173	122
要介護 4	918	24	300	880	2,254	132
要介護 5	987	24	300	880	2,333	142

個室(第4段階)

介護保険2割負担			実費負担分		1日の利用料	1日の利用料のうち14%の 処遇改善加算(Ⅰ)
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援 1	1,058	12	1,700	2,096	5,016	150
要支援 2	1,312	12	1,700	2,096	5,305	185
要介護 1	1,408	48	1,700	2,096	5,456	204
要介護 2	1,544	48	1,700	2,096	5,611	223
要介護 3	1,694	48	1,700	2,096	5,782	244
要介護 4	1,836	48	1,700	2,096	5,944	264
要介護 5	1,974	48	1,700	2,096	6,101	283

※トイレ付の居室はプラス100円/日になります。

個室(第4段階)

令和6年8月より

介護保険3割負担			実費負担分		1日の利用料	1日の利用料のうち14%の 処遇改善加算(Ⅰ)
	利用料金	加算合計	食費	居住費		
要支援 1	1,587	18	1,700	2,096	5,626	225
要支援 2	1,968	18	1,700	2,096	6,060	278
要介護 1	2,112	72	1,700	2,096	6,286	306
要介護 2	2,316	72	1,700	2,096	6,518	334
要介護 3	2,541	72	1,700	2,096	6,775	366
要介護 4	2,754	72	1,700	2,096	7,018	396
要介護 5	2,961	72	1,700	2,096	7,254	425

※トイレ付の居室はプラス100円/日になります。

- ※「加算合計」欄の金額(1割24円、2割48円、3割72円)は、サービス提供体制加算Ⅲ(1割6円、2割12円、3割18円)、夜間職員配置加算Ⅱイ(1割18円、2割36円、3割54円)の合計です。
- ※ 医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合は1食8円(1割)、16円(2割)、24円(3割)の療養食加算掛かります。
- ※ 送迎サービスを利用された場合は片道1回184円(1割)、368円(2割)、552円(3割)の送迎加算が掛かります。
- ※ 居宅サービス計画に予定されていない緊急のご利用の場合は緊急短期入所受入加算が掛かります。(90円/日(1割)、180円/日(2割)、270円/日(3割)、最大14日間)
- ※ 倉敷市を超える送迎については、超える1キロあたり15円をいただきます。

第4段階	第1、2、3段階以外の方
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額+年金の収入額が120万円超の方
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額+年金の収入額が80万円超120万円以下の方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額+年金の収入額が80万円以下の方
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給又は生活保護受給している方

合計額には14%相当の処遇改善加算が含まれています。

☆ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けられている場合には、認定証に記載の食費、居住費の負担限度額になります。

※ 利用料金は次のいずれかの方法でお支払いください。

① 窓口での現金払い

② 指定口座への振り込み

中国銀行児島支店 普通預金 口座番号2334824

社会福祉法人 王慈福祉会 理事長 胡谷俊樹

③ 指定口座からの引き落とし

利用可能な金融機関 : 中国銀行 ゆうちょ銀行

1. 施設運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 王慈福祉会
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市児島下の町5丁目2番17号
- (3) 電話番号 086-473-9000
- (4) 代表者氏名 理事長 胡 谷 俊 樹
- (5) 設立年月 平成6年6月1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設(ベネヴィータ王慈)
倉敷市指定 3390201139 号 平成27年5月1日指定
短期入所生活介護(ベネヴィータ王慈ショートステイセンター)
倉敷市指定 3370207734 号 平成27年5月1日指定
- (2) 施設の目的 介護保険給付対象サービスとして、施設において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。
- (3) 施設の名称 地域密着型特別養護老人ホーム ベネヴィータ王慈
ベネヴィータ王慈 ショートステイセンター
- (4) 施設の所在地 岡山県倉敷市児島田の口7丁目6番39号
- (5) 電話番号 086-477-9500
- (6) 施設長(管理者)氏名 高橋 和巳
- (7) 当施設の運営方針
「こころゆたかに、すこやかに。」
生まれてきたからには、誰もが幸せに満ちた人生を生きてほしい。
力強く重ねてきたその年輪を、大きな尊厳と誇りで満たしてほしい。
一日の終わりに、また明日が待ち遠しくなるような気持ちになってほしい。
そのために私たちはお手伝いをしてまいります。
- (8) 開設年月 平成27年5月1日
- (9) 入居定員 29名 (ショート 10名)

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として全室個室になっています。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室(1人部屋)	29室	内、居室内トイレ付16室
個室(1人部屋)	10室	ショートステイ10室 (内、居室内トイレ付4室)
合 計	39室	
共同生活室	8室	
浴 室	5室	個浴、リフト付き個浴、臥床式特殊浴槽
医務室	1室	

☆居室の変更： ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2) 利用にあたって別途利用料金をご負担いただく施設・設備・備品

☆ 通常の送迎地域(倉敷市)を超えて行う送迎の費用(契約書第12条)
超える1kmにつき15円

☆ 理美容代 実費

☆ 日常生活ならびにその他の便宜的費用(契約書第12条)

- | | |
|--|----------|
| ・個人の新聞、雑誌、嗜好品、化粧品、電話、日用品等 | 実費 |
| ・希望により、教養娯楽として日常生活に必要な物を提供する費用
(クラブや行事の材料費 等) | 実費 |
| ・健康管理費(インフルエンザ予防接種費用 等) | 実費 |
| ・私物の外部クリーニング費用 | 実費 |
| ・個人の記録等のコピー費用 | 1枚10円 |
| ・おやつ代(希望者のみ) | 1日150円 |
| ・持ち込み電気機器光熱費 | |
| パソコン(デスクトップ型) | 1日 5円 |
| パソコン(ノート型) | 1日 2円 |
| 冷蔵庫 | 1日 30円 |
| テレビ | 1日 22円 |
| インターネット使用料 | 1ヶ月 100円 |

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用希望の際は、ご契約者に別途実費をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況と勤務体制

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスおよび短期入所生活介護

を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※地域密着型特別養護老人ホームの職員を含みます。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	勤務体制
1.施設長(管理者)	1名
2.医師	1名
3.介護職員 及び 看護職員・ 機能訓練指導員	10名以上※ 早出: 6:30～15:30 7:00～16:00 7:30～16:30 日勤: 8:00～17:00 8:30～17:30 9:00～18:00 10:00～19:00 10:30～19:30 11:00～20:00 12:00～21:00 遅出: 13:00～22:00 夜勤: 22:00～翌8:00 夜間・・・各階に常時1名の配置をしています。 看護師・・・緊急時に連絡体制を整えています。
4.生活相談員 及び 介護支援専門員	1名以上(内、1名は常勤) 8:30～17:30
5.管理栄養士	1名以上

5. 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

当施設が提供するサービスには

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

以下のサービスについては、利用料金の大部分(食事に係る標準自己負担額及び居住費を除き通常7割～9割)が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①居室の提供

ご利用していただく居室は全室個室になっております。(居住費はトイレの有無で料金が違います。)利用予定期間の空き部屋状況によりご希望に添えないことがあります。

②食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

また、ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00

※食事の時間以外の時間でも体調や希望に応じ対応します。

(各食事の料金)

朝食 400円 昼食 700円 夕食 600円 (第四段階の方)

朝食 400円 昼食 530円 夕食 515円 (第一・二・三段階の方)

③入浴

入浴又は清拭を週2回以上行います。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

※ご入居者の利用期間や心身状況などにより入浴回数や時間帯は希望に応じ対応します。

④排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

緊急時や急変の場合は、速やかにご家族へ連絡し迅速な対応につとめます。

⑦その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞ ※料金表参照

料金表によって、ご契約者の要介護度・要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービス利用料金はご契約者の要介護度・要支援度に応じて異なります。)

6. 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の3か月前から受け付けております。

7. キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用日の前々日まで	無料
利用日の前日まで	利用者負担金の50%
利用当日	利用者負担金の100%(利用当日分)

8. 苦情の受付について(契約書第24条参照)

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

【職名】 生活相談員 野村 湊

○受付時間 毎日 8:30～17:30

(2)行政機関その他苦情受付機関

倉敷市 介護保険課	所在地 倉敷市西中新田640 電話番号 086-426-3343 受付時間 8:30～17:15(国民の祝日をのぞく月～金)
岡山県国民健康保険 団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 受付時間 9:00～17:00(国民の祝日をのぞく月～金)
岡山県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 岡山市北区南方2丁目13-1 電話番号 086-226-9400 受付時間 9:00～17:00(国民の祝日をのぞく月～金)

(3)第三者委員

氏名 藤島浩二 086-473-2246

私は、本書面に基づいて乙の職員(職名 生活相談員 氏名 野村湊)から
上記重要の事項の説明を受けたことを確認します。

令和____年____月____日

契約者 住所 _____

氏名 _____

契約者の家族 住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1)建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階

(2)建物の延べ床面積 2750.69㎡

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

- 介護職員** … ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員または看護職員を配置しています。
- 生活相談員** … ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。常勤換算で1名以上の生活相談員を配置しています。
- 看護職員** … 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。1名以上の看護職員を配置しています。
- 機能訓練指導員** … ご契約者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。
- 介護支援専門員** … ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。
- 医師** … ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師（非常勤）を配置しています。

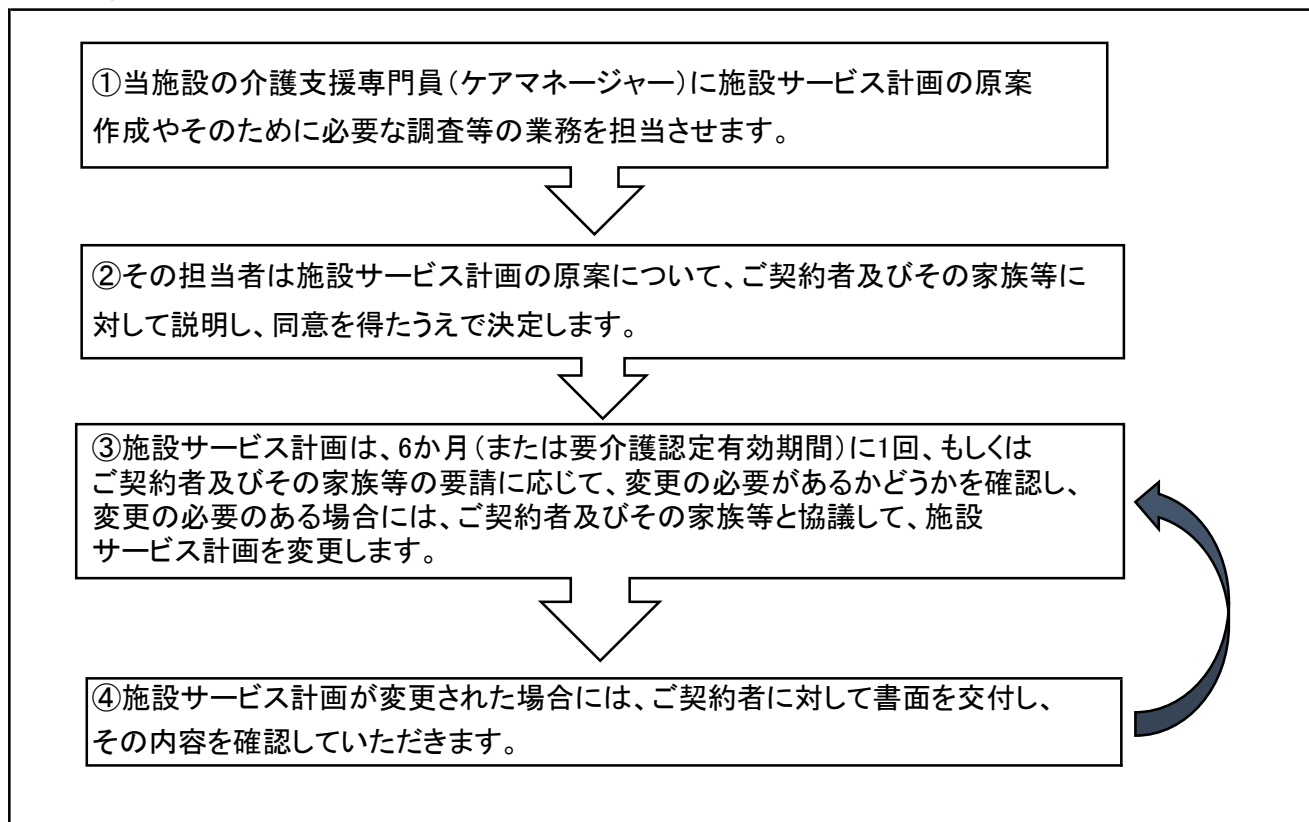
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、

「短期入所サービス計画書（ケアプラン）」に定めます。

「短期入所サービス計画書（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第7条参照）



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携

のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、
要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、
ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急は医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 面会

面会時間 9:00～18:00 (11:30～13:00を除く)

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。また、利用者あて差し入れにつきましては、利用者の安全の観点から一度職員に声をかけてください。

(2) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5<サービス利用料金(1日あたり)>に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(3) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生当の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事はできません。

(4) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について(契約書第19条参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害・事故等については、事業者は速やかに市町村ならびにご家族に通知するとともに、必要な措置を行いその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。